

現代社会学科 市民公開講座

体罰禁止と子どもの人権保障：地域，学校，保護者ができることは

2019年11月30日(土) 13:30～16:00

神戸学院大学ポートアイランドキャンパス D201 教室

基調講演	大谷美紀子氏 (国連子どもの権利委員会委員・弁護士)
問題提起1	鈴木 聡氏 (前三重県自動相談センター長)
問題提起2	森 郁子氏 (きづく kids-ku 代表, ポジティブ・ディシプリン日本事務局総括)
コメント	佐々木光明教授 (神戸学院大学法学部)
進行	神原文子教授 (神戸学院大学現代社会学部)

基調講演「体罰禁止と子どもの人権」

大谷美紀子

1. 国際社会と人権

国連が世界人権宣言や、子どもの権利条約などの人権条約を作ったということを、私が初めて知ったのがちょうど1993年の頃でした。私が弁護士になったのが1990年なので、93年というと弁護士になって3年目ぐらいでした。子どもの権利条約が出来たのが1989年、日本はまだ93年というと条約に入っていませんでした。ただ私はその頃に子どもの権利条約を知って勉強し始めました。その年、国連はウィーンで世界人権会議という会議を開いていました。ちょうど冷戦が終わって、国連が人権について本格的に取り組み始めた頃なんです。国連は1993年の世界人権会議で、人権教育がいかに重要かということを確認をして、1995年から2004年までの10年間を、「人権教育のための国連10年」として人権教育を進める活動を始めました。その頃、人権教育に関心を持って勉強していた私はそこから国連が設立以来、人権分野で活動してきたことを初めて知ったわけです。

以前の国際社会の考え方は、人権というのはその国の政策、その国任せという考え方だったんですね。むしろある国がどのように個人の人権を守るのかということについて、他の国が口出しするのは内政干渉、国際法とか国連が口出しすべき問題でない、その国に任せる問題だというのが当時の考え方だったわけです。ところが、第二次世界大戦中に、ドイツでユダヤ人に対する迫害が起きました。それから表現の自由とか思想の自由を許さない、そういう国の政策という



大谷美紀子氏

のが世界全体の平和を危険に陥れるということを経験しました。だから第二次世界大戦が終わった後に出来た国連憲章の中には、人権を守るために国際協力を進めるという国連の役割と、この国連に入る国は、人権を守るということについて国連と協力し、また自分達の国の中で人権を守るということに約束するということが明記されています。

このようにして発足した国連は、設立後、1948年に初めて世界人権宣言というものを作ります。初めてと言ったのは、先ほどお話ししましたとおり、人権というのはその国任せという考え方がもともとあったのです。世界中どこで生まれても、どんな国に住んでいても、同じ基準で人権が守られるという、国際人権基準というものを国連が作るということ自体が、国際社会として初めてだった訳ですね。だからそれはすごく大変で、どういうものを共通の人権にするかという、いろんな考え方、文化的な考え方、宗教の考え方、言葉も違う中でそれを議論して、初めて人権宣言というものを作ったわけです。

みなさん人権宣言ってお読みになったことがあるかどうかかわからないんですが、その最初のほうにとっても私が大事だと思っていることが書いてあるところがあります。第一条で、「すべての人間は、尊厳と権利について平等である」ということなんですね。もう一つは第三条で、「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」と書いてあります。ところが、実際はどうでしょうか。この通りになっているでしょうか。

2. 体罰から保護される子どもの権利

子どもの権利条約には、子どもにはこういう権利があると書いてあるんですけども、その後この条約が守られるための仕組みというのを作っているんですね。それが、私が今委員をしている委員会なんです。その委員会は、すべての締約国から報告書を出してもらって審査をするんですね。今締約国は196あります。各国の報告書審査をやっていると、ある問題について共通の課題が見えてくる、そこで、それについて委員会としてはこう考えるから、こういうことをやってください、みたいなことを出すんです。それは一般的意見と言います。委員会は今まで24の一般的意見を作っていますが、体罰から保護される子どもの権利に関する一般的意見を2006年に採択したんですね。

委員会はこの中で、家庭、学校、その他の場面で子どもの体罰が広く受け入れられ、かつ容認されていると言っています。じゃあそれが子どもの権利との関係でどう問題なのか。委員会は人間の尊厳、身体の不可侵からの保護を尊重されるという子どもの権利があると言っています。身体の不可侵、言葉がちよっと違っていますけれども、さっき紹介した世界人権宣言の3条の話です。「すべて人は生命、自由及び身体の安全に対する権利がある」。人間の尊厳、これはさっきお話しした世界人権宣言の1条の話です。そういう子どもの権利を持っていると述べています。

もう一つ委員会は、子どもは法律上の平等の保護の受ける権利があると言っています。これはさっきの世界人権宣言の1条に出てくる話です。本当は子どもは尊厳を持って扱われなくちゃいけない、それから、身体に暴力を振るわれるってということから守られる権利がある。これはすべての人に共通で平等のはずなんだけれども、実は体罰が家庭や学校やその他の場面、その他の環境ってというのは例えば少年院だとか、児童養護施設とかそういう施設に入っている子ども、それから子どもでも働いている子どもがいますから、職場でというのも入りますけれども、そういうところで、子どもが「体罰」という名前でも暴力を受けることは許されるんだともし社会が認めて

いるとすれば、それはこの考え方に反する。子どもの権利の観点から問題だ、だからこれに対して委員会は対応して、一般的意見を作成するんだというのです。

もう一つすごく重要なことを言っています。それは、子どもの体罰を撤廃することは、子どもの権利条約の締約国の義務であると同時に、「社会のあらゆる形態の暴力を減少させ、防止させるための鍵である」、というのです。家庭というのは子どもが生まれて最初に人間関係を持つ小さな社会ですよ。子どもの権利条約でも、家族、家庭というものはとても大切なものだというふうに位置づけています。そこで子どもが愛情をもって育てられていくということが、子どもの成長、発達、人格の形成にとっても大事だ、そういう場だと思っている。そこで、特に親からの場合が多いと思いますが、暴力を受けるということが子どもにどのような影響を及ぼすのか。

それから学校。私が子どもだったのはもう何十年も前ですけども、その頃のことを思い出してみても、やっぱり学校に通っている時期の自分にとって、学校というのは生活のすごく大きな部分を占めていて、子どもにとっては家か学校がすべてな訳です。その学校という集団生活の中で暴力を受ける。

体罰を受けるのか、それとも暴力のない環境で育つかっていうことによって、その子ども自身が、将来人間関係の中で自分自身も暴力を使ってしまいかもしれない。それは自分が許されるからと教わってきた中で、自分もそれを良い、許されると思ってしてしまう。あるいは自分が暴力の被害者になった、例えばDVの被害者になった時に、小さい頃に自分が体罰という形で暴力を受けて、それは許されることと思っていたから、大人になってDVや職場でのハラスメントは仕方ないことなんだと受け入れてしまう。そうした意味で、暴力は連鎖するということの子どもの権利委員会は言っていますし、様々な研究もあります。

子どもにとっての、ある意味一番身近なところで起きる、家庭とか学校で起きる体罰を、私たちの社会では、受け入れてきたんですよ。それを止められるかどうか。暴力のない社会にするために、子どもを暴力のない環境で育てることを本当にできれば、社会の中から体罰の問題だけじゃなくて、あらゆる暴力をなくすための鍵になるんだということを、委員会は2006年に言ったわけですね。私も本当にそうだと思います。

3. 家庭内での体罰禁止の重要性

それで委員会はこういうことも言いました。1991年から委員会は活動を始めたんですけども、2006年までの間に130以上の国に対して、あらゆる体罰の禁止を勧告してきたと。その結果、2006年までに100カ国以上が、学校とかあるいは刑事制度における体罰、刑事制度における体罰というのは、国によっては子どもに対する刑事罰として体罰、例えばむち打ちとかを制度化している国があるんですよ。そういうものを含めて、禁止が進んできた。

でもなかなか禁止が進んでない分野というのが、家庭なんですよ。それはなんでかなと思うと、一つが親との関係。親が躰と結びつけて考えるから、体罰はやっぱり必要なんだと思っている人達が多い。それからもう一つは、女性に対するDVについても同じ問題がありますが、家庭というところは法律が入ってはいけないところだという感覚がどこの国もあります。

しかしDVって、一応夫婦という対等な関係の間の暴力ですよ。それでも、その背景には女性が差別されたり、女性の地位が低いために、不均衡な力関係があります。男性が外で稼いでいるとか、何かしら力の関係の差があったりします。あるいは女性は男性の言うことを聞くも

のだ、みたいな社会の考え方もあります。でも親子になると、これは夫婦間とかパートナー間以上の力の格差だし、子どもは大人の女性が声を上げにくいところよりもっと声を上げにくい。自分に対して暴力を振るう相手が親なわけですから、その親のことを誰に言うのか。外に言った時に何が起きるのか、みたいなことを考えると、外からの力も入りにくい。子どもの方だって、それを外に言っていくことが難しい。いろいろな意味で、家庭の中での体罰を禁止することもなくすことも、一番難しいと感じます。

確かに難しいと感じるんですが、そこが一番大事なのだとも思っています。子どもにとって初めての人間関係を形成する、本当にそこで安心して愛情を受けて、それで自分は大切にされて、大切な存在だということを一箇の人格として尊厳を守った扱いをされて、自信をつけて、エンパワーされて生きていく、その最初のスタート地点だから。学校でいくら体罰はなくしますと言っても、家の中でもしあったら、そこは違うメッセージになってしまう。だから本当に体罰をなくそうと思ったら、学校、それから家庭、それから地域ぐるみ、全部でなくしていくなくちゃいけない。けれどもその一番難しいところが家庭なんだと思います。

委員会は全ての国に対して、すべてのあらゆる場面における体罰を法律で禁止するよということを言っています。法律で禁止するということの意味は、それまでやっぱり、世界は体罰というのを受け入れてきたわけですから、それをなくそうという時には、国の法律でこれはダメなんだというメッセージを発することが、とても大事だからです。ところが、まだすべての体罰を禁止した国というのは、まだ50数ヶ国だと思います。その最後の一番難しいところが家庭です。ただ委員会は、法律で禁止するよにとだけ言ってるわけではないです。法律で禁止するというのはひとつの大事な手段なんですけれども、体罰がいけないんだ、やめようという意識啓発が大事。それから、暴力を使ったしつけに代わるしつけの仕方、子育ての仕方を普及すること。それから親を支援すること。

子どもの権利条約、それから委員会は、親というのはとても大事に思っています。子どもがなるべく親と一緒に住めるように、親を支援するというのが委員会の考え方です。決して体罰をする親を処罰したり、親を非難することに目的があるわけではなくて、子どもが親から愛情を受けて、家庭で育てるように親を支援していくことが必要と思っています。

子どもを巻き込んで、コミュニティレベルで、学校、地域、親、それから子ども自身も参加したキャンペーンを広げていく必要がある。子どもは単に体罰を受けてしまう被害者なんじゃなくて、子どもは当事者です。子ども自身がそういう恐怖を味わわないで、自分が傷つかないで、自分の尊厳を傷つけられないですむためにはどうしたらいいのか、子ども自身も当事者として参加してもらって、体罰をなくしていくためにどんな事したいのか、どうやってこれを広げたらいいのか、ということ子どもと一緒に考えていくことが大事ということを委員会は言っています。

4. おわりに

日本では児童虐待防止法の改正が今年国会で成立をしました。体罰をなくすという問題は、委員会が考えているのは、もちろん一人一人の子どもの尊厳を守るため、命を守るため、恐怖から守るためですけれども、実は本当に世界中で暴力をなくすための一つの鍵だと思っています。日本の子どものために、そして世界で子どもに対する暴力をなくすために、法律が出来たのは重要な一歩です。

今年国連の子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が2009年に任命されて10年になります。その10年間の活動の節目に、「約束を守る、2030年まで」という報告書を出されました。2030年というのはSDGsの達成目標の年ですけれども、SDGs 16.2で、「子どもに対するあらゆる暴力をなくす」というのに体罰も入っている。

それで最後にこのことをご紹介して終わりたいと思います。この報告書の中でこういうデータが紹介されています。毎年少なくとも10億人の子ども達、世界の子ども人口の半分が、暴力を経験している。5歳未満の4人のうち3人の子どもが、養育者による暴力的なしつけを経験している。養育者によるというのは親、あるいは里親とか親の代わりにしてくれている養育者ということです。それから学校に通う生徒のほぼ3分の1が、過去1ヶ月に少なくとも一回、仲間からいじめにあった。いじめというのも暴力の一種です。人身取引の被害者の30%が子どもである。障害のある子どもは他の子どもよりも約4倍暴力に遭いやすい。難民や移民の子どもは、しばしば暴力の危険に常に直面している。これが、今の世界における子どもに対する暴力の現状です。この問題に世界中で取り組んでいます。

その中の日本での動きというのも、注目されています。一緒に世界中で国連ができた時の精神、世界人権宣言ができた時の精神に立ち返って、本当に一人一人の人間の尊厳が大切にされて、人権が守られて、暴力のない世界を作っていくということが、世界の平和につながっていく。この考え方がSDGsの根底にもありますし、今年採択20周年になりました。国連の平和の文化の宣言及び行動計画の考え方でもあります。皆さんと一緒に頑張っていければと思います。ご清聴ありがとうございました。

問題提起 1 「体罰と虐待：児童相談所の現場から」

鈴木 聡

かつて「日本には存在しない」とまで言われていた児童虐待は、当初、海外赴任者に「子育て上の注意点」として、日本のやり方が通用しない海外でのエピソードが伝えられるような話であった。当時私も、いくつかの海外での「特異」な事件を新聞報道などで見るにつけ、そんなことにまで警察などが介入するのか、と思ったものである。

また、海外から来た知人と朝のウォーキングをしていた際、「考えられない」と驚かれたのが小学生の登校風景だった。その知人は、子どもだけの通学風景など北米では考えられない、と話していた。こういうエピソードを聞くにつけ、児童虐待、もっと広く言うとマルトリートメントの捉え方が、日本と海外の国では違う事を考えさせられてきた。

しかし、この違いは急速に縮小してきているように思える。ここ数年の、重篤な児童虐待事件による子どもの死亡は、「子どもの安全」に対する日本社会の受け止め方を、驚くような速さで



鈴木 聡氏

変えつつある。

例えば外務省の「海外安全ホームページ」(海外邦人事件簿 Vol.51) (*1) に記された事例を考えてみよう。もし今、日本のスーパーでぐずる子どもを母が怒鳴りつけ顔を叩いた場合、多分周囲の誰かが警察を呼んでも全く不思議ではないであろう。また、挿絵にあるように、子どもの頬が赤くなって痣にでもなっていれば、筆者の所属していた三重県の「児童虐待リスクアセスメント」の基準では一時保護の対象となりうる。つまり、外務省がこのエピソードの中で説明しているような「日本では、お店の中で子供を叩いて叱ったり、子供をひとりで留守番させたりしたくらいで警察に逮捕されることはないでしょう」という記述は、すでに時代遅れになりつつある。

今回の講座では塾をさぼったとして、また自宅学習の際に集中できなかったとして保護者から典型的な体罰を受けた事例を紹介した。これらは児童相談所に「児童虐待のおそれあり」として通告されてきた事例である。児童相談所は、様々な子どもに関する相談に応じる場所であるとともに、保護者や子どもの意向とは別に、その与えられた権限を使って、家庭に必要な介入を行う行政機関でもある。中でも児童虐待への対応は、今やその業務の中心を占めるに至り、軽重取り混ぜ通告されてきた様々な事例が児童虐待に当たるのかどうかを判断する必要に迫られる。その判断については、児童虐待を定義している「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)」第2条を参照することになる。

児童虐待防止法第2条には、

「この法律において、『児童虐待』とは、保護者(略)がその監護する児童(略)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(略)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

と書かれている。

つまり提示した事例では①保護者が行い、②身体に外傷が生じている、のであるから、これは児童虐待という事になる。今日のテーマである体罰という視点で言えば保護者からの反論もあるであろう。しかし法律の定義を見ていただくと、なされた行為に注目しており、なぜその行為を保護者がするに至ったのかは問題にされていない。いくら子どものためとは言え、その行為が児童虐待にもなり得るのである。

「これはしつけか虐待か」との議論にどう決着をつけるのか、とよく尋ねられるが、児童相談所は余りその議論に乗ることはない。なぜなら、親としては本当にしつけのつもりでも、結果として虐待である、という事はあり得るからである。つまり、しつけと虐待は全く異なるものであり、「あちらを立てればこちらが立たず」というような形で対比するようなものではない。

「そんなことを言われても本当にダメなことをした時、何度言っても分からない時には子どもを叩くことも必要ではないか」というのはよくアンケートなどにも書かれる話である。では、こんな例で考えてみよう。もし隣人の子どもがたいそう悪いことをしているのを見かけたとき、あなたは叩くだろうか。もし、どこの子か分からない子が悪いことをしているのを見つけた場合、あなたは躊躇なく叩くだろうか。たぶんそんな事はしないだろう。やはり自分の子以外の子どもを叩くという行為は今の我々にとって抵抗がある。では、なぜ自分の子は叩いても良い、と感じてしまうのだろうか。

民法822条には懲戒に関する条文があり、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」と書かれている。

また、その民法820条には（監護及び教育の権利義務）として、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と書かれている。これらの条文は近年、様々な経過の中で少しずつ改正され、今の形となったものである（*2）。この懲戒権は明治民法の中に既に現れており、それまでから日本に根付いていたものでもあった。つまり、明治時代から人々の中にあつた親の子どもに対する「懲戒」が、形の上では現在も残っていると言えるのである（*3）。この「我が子に対して懲戒権がある」という意識が、他家の子どもには通常しない体罰を、わが子には行い得る、という理由にもされてきた。

しかし、何人もの児童虐待による子どもの死が続き、保護者がその理由として「しつけ」を主張することが多いため、保護者の体罰を禁止しようという動きが高まり、令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、令和2年4月から体罰は禁止されることとなった。

従来から「子どもの権利条約」では明確に禁止されていた体罰であるが、平成28年の児童福祉法改正で「権利の主体としての子ども」が明確に規定され、今回の法改正で改めて「体罰」等から守られる権利が注目される事となった。それらが今後、日本社会の中に浸透していくことを期待したい。

今年3月には当時の文部科学大臣が、千葉県野田市の児童虐待事件を受けて「全国の児童生徒の皆さんへ」という動画メッセージを発表。直接、文部科学大臣が子どもたちに児童虐待の相談について呼びかけた（*4）。あまり他に例を知らない今回のメッセージは、文部科学大臣が意識されていたかは別にして、子どもを大人の付属物でなく、一人の人間として尊重するという権利重視の考え方が、図らずも出ているように思われた。この点でも社会はどんどん変わっているのであろう。

今回「体罰と虐待」というテーマを頂いたため、主に身体的虐待について述べてきた。しかし、多くの方もご存じのように、児童虐待にはいくつかの種類がある。大きくは身体的虐待のほかに心理的虐待、養育の放棄・怠慢、性的虐待の4種類がある。

最近、児童虐待が急増している、というニュースが毎年聞かれるようになってきている。しかしそれは多くの方の想像を裏切って、「殴られている子ども」が急増しているのではない。児童相談所の統計（平成29年度福祉行政報告例の概況）（*5）を見てみると、今一番増加し、総件数を押し上げているのは心理的虐待である事が分かる。全国的には半分を超えて54%にもなっている。「心理的虐待」と聞いてもピンとこない方もおられるだろうが、多くを占めているのは子どもの面前で夫婦がDV関係にある、という場面である。夫婦のDV関係を目撃することは、子どもにとって相当な心理的負担があることは容易に想像できることである。これはあくまで「目撃」であり、親

が子どもに指一本触れていなくても虐待に当たる。

ある母親 (DV被害者は女性に限らないが、実際に多いのはやはり女性である) が子どもを連れて警察へDV相談に訪れたとしよう。警察官は「面前DV」として、母親や子どもの意向とは関係なく「親子の事を児童相談所に通告する義務がある」と説明するはずである。なにも妻が「家庭内で殴られたので110番通報した」場合だけに限らない。今、こういう形の通告が急増している。

この面前DV通告については、「DV家庭から離脱していても警察は形式的に通告してくる」などと、児童相談所からはあまり良い評判は聞こえてこない。実際、これらの通告事例は軽度のもものがほとんどで、子どもの安全に直接関わるようなものは多くなく、安全確認の対応なども含め、児童相談所の業務に相当な負荷を与えていると思われる (通告があると48時間以内に子どもの安全確認を原則目視で行うよう、児童相談所は求められている)。ただ、DV関係を「夫婦喧嘩の延長」などと考えていると、それは大きな間違いと言わざるを得ない。DVが表面化しているかどうかは別にして、重篤な児童虐待事件の背後に、夫婦間のDV関係が隠れていることは多い。

DVは「支配構造が背景にある」とよく言われる。いきなり「支配」と言われても意味が分からない、と思われるかもしれない (*6)。しかし、実際それを体験した方から話を聞くと、よく分かる。私が経験した例では、身につける下着まで、支配者である夫が決めていたという。また、トイレに行くのにも許しを求められ、その許しも相手の気分次第でどうなるか全くわからなかった、などという話もあった。意味不明のルールを山のように作り、「俺の命令を聞けないのか」と暴力を伴って強要される状態は、まさに支配そのものである。このような家庭に子どもがいれば、子どもも当然、支配される。支配者の気に入らないことがあると、腕立て伏せを数千回命じられたり、冬に水風呂に入らされたり、と常識では考えられないようなことが密室である家庭の中で起こっている事例も経験した。2014年には子どもに「死ね」と命じたところ、中学生の子どもが自分で首をつって自殺した、という事件も報道で明らかになっている。このような家庭では、一見暴力が無いように見えても、それは支配が完成したから、という場合もある。また、暴力がひどい時期と、全くそれが無い時期が交互に訪れる、とも言われている。

通常はほとんど表に見えない支配関係の中で、突然子どもの命にも直結するような事件が発生する、という点で、DV家庭というのは児童相談所や市区町村が最も注意して経過を見守らなければならない世帯である。ある意味、重篤な児童虐待が発生する本質的な条件を兼ね備えている、とも言えるものである。ここでは心理的虐待のみでなく身体的虐待、養育の怠慢・放棄、性的虐待のすべてが発生しうる。また、このような家庭で育った子どもたちには「虐待の連鎖」「暴力の連鎖」が起りやすいとも言われている。

児童虐待は、何も身体的なものだけではない、という認識は非常に重要である。確かに「しつけ」を名目にした直接的な暴力は、時に大きな事件に結びつきやすい。それと共に、様々な児童虐待の背後にある「支配」構造にまで目を向ける必要があると痛感する。藤岡は著書 (*7) の中で暴力を「自分の欲求や感情を、相手の欲求や感情は無視して、より強力なパワーを背景に、一方的に押し付ける行動」と定義している。

子どもを権利主体ととらえ、一人の人間として尊重する、という平成28年改正児童福祉法の理念を実現すべく、体罰禁止で終わらせるのではない児童虐待対応が求められていると思う。

注

- 1) 海外邦人事件簿 Vol.51 <https://www.anzen.mofa.go.jp/jikenbo/jikenbo51.html>
- 2) 「虐待死」(岩波新書)川崎二三彦
- 3) 「親権と子ども」(岩波新書)川崎二三彦
- 4) 「全国の児童生徒の皆さんへ」文部科学大臣メッセージ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414504.htm
- 5) 平成29年度福祉行政報告例の概況 p8 図3 https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/17/dl/kekka_gaiyo.pdf
- 6) 「心的外傷と回復」第4章(みすず書房)ハーマン(専門家向け資料です)
- 7) 「関係性における暴力」(岩崎学術出版社)藤岡淳子(専門家向け資料です)

問題提起2「体罰によらない子育てをするために」

森 郁子

1. なぜ体罰禁止に取り組むのか

国連子どもの権利条約の採択30周年の記念すべき2019年に、日本政府は、遂に家庭における体罰の禁止へ向けた法改正に着手しました。体罰が明示的に禁止されることにより、これからは「では、どうしたら良いの?」という問いに向き合うことが不可欠となることが予想されます。本日は、国内の養育者のみなさんとたたかない・怒鳴らない子育てを考えるプログラムの普及活動を通して、日々学ばせていただいたことや考えてきたことをご報告したいと思っています。

子育てにおける体罰の問題は、本日の基調講演のお話にあった、人としての尊厳をどう守るか、子どもの権利を守るには具体的にどういうことかという議論を深めていくなかで、1つの有効なテーマであると私は考えています。それは、誰もが子ども時代の経験を有し、また多くの政策決定者にとって子育てが身近な営みであるためです。この会場にも、子ども時代にたたかれた経験を持つ人がいると思います。また、我が子を怒鳴りつけたことがあるという方もいらっしゃるかもしれません。このように、子どもに対する体罰の議論は、本日のシンポジウムのタイトルにあるように、子どもの人権保障をもう一步丁寧に掘り下げて考えていくために、地域・学校・保護者を含め、社会全体で考え得る最適なテーマと言えるのではないのでしょうか。

本日、最初に2つお伝えしたいことがあります。第一に、私たちはいま、このテーマに取り組む最大の好機にあるということです。おおよそ10年前、国際NGOのセーブ・ザ・チルドレンが体罰によらない子育ての提案をするために開発した養育者支援プログラム「ポジティブ・ディシプリン」の普及活動を始めた頃は「体罰より深刻な子どもの権利侵害に取り組むべきでは」と言っ



森 郁子氏

た声がありました。しかし現在は、このテーマが確実に子どもの権利保障の1つの鍵となり得るとの認識が広まりました。日本政府も、条約批准25周年の今年に法改正へ遂に踏み切り、来年その法律が施行されます。私たちは、今こそ、体罰によらない子育ての推進へ向けた大きな一歩を踏み出せるということです。第二には、子育てにおける体罰を見直すことは、「人が育つとはどういうことか」「人がものごとを学ぶ有効な方法とは」「本来、しつけとは何か」といった問いに向き合うことでもあります。ですので、私たち一人一人が、丁寧にじっくりこれらの問いに真摯に取り組む作業を必要とします。法律ができれば自動的に子どもをたたかない子育てが広がるわけではありません。私たちが「しつけ」として容認してきた体罰の行使を、確実になくしていくための社会的な投資が改めて求められているということを確認することができればと考えています。

2. 体罰がダメなら、どうしつけを変えれば良いかを考えるために生まれたプログラム

6月の法改正以来、メディア等で「体罰とはどこまでがダメなの?」「これも体罰?」という疑問が飛び交うようになりました。しかし、本質的には「何がダメか?」でなく「何がより良いか?」という問いが大切ではないかと私は考えています。体罰の行使が人権侵害であると社会的な合意が形成されても、研究結果が体罰による子どもへの負の影響を明確に証明しても、罰によらない子育ての実現には「では、代わりにどうするか?」という問いに対する答えが必ず必要となるからです。

今日ご紹介する「ポジティブ・ディシプリン (以下、PD)」は、養育者のみなさんが「罰がダメというなら、どうしつけを変えたらいいの?」という問いの答えを探すための考え方を提案するプログラムです。PDは、「こういう時はこうしましょう」というような進め方をすることはありません。あくまでも「答えを探す考え方」をお伝えするだけなのですが、これが極めて重要な姿勢であると実感しています。なぜなら、私がプログラムで会う養育者のみなさんは、「多くの育児情報はあまりピンと来ない」、「上の子にやっていた方法なのに、下の子には全く通じない」という現実をよく知っておられます。つまり、子育てという営みには、全人格に通じる1つの正解があるわけがないということなのです。母親のAさんとお子さんのBさんの人間関係で生じる子育ての課題には、Aさんご自身がその対応の案を考えるのが最善なのです。ですから、養育者の方々が、悩み、考え続けることにより、自分の子育てのあり方を見出すための社会からの支援が、これからの子育てには不可欠と言えます。

2006年に国連が実施した研究調査「子どもに対する暴力」の報告書は暴力を伴うしつけが世界中に蔓延していることを明らかにし、この問題に着手する必要性を強く訴えました。そして、家庭における暴力をなくすには、人権の理念と科学的根拠に基づいた養育者支援のプログラム開発が必要であることを指摘しました。PDは2007年、これらの動きを踏まえ開発されました。日本でもプログラムをまとめた書籍「ポジティブ・ディシプリンのすすめ」(明石書店)が2009年に発行され、プログラム普及が始まりました。

3. 「ポジティブ・ディシプリン (PD)」の取り組みから見えてくること

現在、PDは世界約35か国で実施され、ファシリテーターの養成活動が行われています。プログラムは、2時間のセッションを9回、2ヶ月あまりをかけて実施することが通例で、養育者が子育てを本質的に変えるためには相当の時間数が必要とする立場をとっています。また、ファシリ

テーターは、参加者が安心して自身の子育てを語り、他の参加者の経験に耳を傾け、楽しく相互に学ぶ時間を大切に進行します。子どもの対象年齢は0～18歳未満とされ、「子育てに悩んでいる」という方でも、「もっとより良い子育てを考えてみたい」という方まで、誰でも広く参加が可能な、第一次予防を目的としたプログラムです。

PDは、人権の理念と科学的根拠に基づき、とてもシンプルに構成をされているのが特徴です。プログラムは、「長期的な目標を考えること」「温かさを与え、枠組みを示すこと」「子どもの考え方・感じ方を理解すること」「課題を解決すること」という4原則に基づき構成され、毎週、原則に基づき、自分の子育てを見直すための考え方を整理していきます。まず取り組むのは、長期的な目標を言語化する作業です。子どもが20歳になった姿を想像して、どういった人に育ってほしいかを考え、これを子育てという長い旅路の道しるべとします。そして、その目標へ向かって、人がものごとを学ぶのに有効とされる「温かさ」を与えて、「枠組み」を示すアイデアを出し合います。そして最も時間をかけるのは、子どもの発達について学ぶ「子どもの考え方・感じ方を理解する」のセッションです。PDは科学的根拠に基づいているとご説明しましたが、発達の理解に時間をかけるのには根拠がありまして、体罰の行使と発達に関する知識量には一定の関係があることが判っているため、プログラムでは発達をしっかりと扱います。そして日々直面する課題をどのように子どもと乗り越えていくかという課題解決のために実践的なエピソードを用いて具体的に考えます。

当然のことながら、養育者が自分の行動を見直すプロセスでは、「声を荒げてしまった」「分かったつもりだったけれど…」といった揺らぎが伴うものです。ただ、参加者は時間をかけることで仲間を得ます。これは、大きな力になることを実感しています。参加者の多くは仲間と語り合うなかでご自分の変化を実感されることが多いようです。プログラムを通じ、新たな知識や視点を得ることは、「こういうことかもしれない」と子どもの言動を捉え直すことへ繋がります。PDは実際のところ、大人側が変化することを目指している訳です。

4. 罰によらない子育てをするために本当に必要なこと

本日、最後にお伝えしたいのは、今後、体罰禁止に関する啓発が進みますが、「体罰をする親はダメな親」と糾弾する社会ではなく、「子育ては大変だから、みんなで考え続けよう」という支え合う社会をつくりたいということです。子育てをして、イライラしたり、途方にくれたりしたときこそ、気軽に会える仲間や相談できる専門家が身近な地域にいてくれることが何より大切です。PDでは、多くの時間をかけます。それは単に内容が多いという訳でなく、揺らぐ時間や仲間を得るためでもあります。私たちの日常的な生活から、叩いたり、怒鳴ったりする子育てを本質的に無くしていくためには、小手先の施策ではなく、そういった仕組みを築くための相当の社会的投資が必要ということだと思っております。いま、世界各国で子どもに対する虐待や暴力の問題の根本的な解決には、子育てを真摯に見直すことにより、罰によらない子育ての実現は可能であることが認識され始めたからと考えます。もちろん、時間や努力をただただかけ続ければ良いというわけではありません。PDをはじめとした養育者支援プログラムは、人権の理念と科学的な根拠に基づき、その社会的投資に対する効果の検証がなされなければなりません。「罰がダメというなら、どうしつけを変えたらいいの？」という養育者からの大切な問いに対し、社会全体が実践的で有効な取り組みを展開できているか、また必要な改善があるとしたら、それは何かということが、

継続的に検証されることが重要です。私たち一人一人が、この大切な問いに向き合い、より良い子育てを仲間とともに考え続けられるよう、私自身もみなさんと一緒に更なる努力を続けていきたいと思えます。ご静聴ありがとうございました。

基調講演と問題提起に対するコメント

佐々木光明

ジュネーブで開かれる国連子どもの権利委員会で日本政府報告書の審査がこれまで4回ありました。傍聴に3回通いました。日本政府審査だけではなくて、各国の審査を出来るだけ聞いてみました。とっても驚いたことがあります。

ひとつは、審査の場に子どもが居るんですね。7歳ぐらいの子から中学生や高校生まで、四角いラウンドテーブルの周りに座っているんです。子どもの権利委員会だからあたりまえか、という風に思いましたが、ちょっとした驚きでした。また、休憩時間に委員が色々声をかけるんですね。声をかけるだけではなくて、やりとりをしてるんです。「なんだろう」と思って聞いていると、委員に英語で答えていて、「ここにどうして子どもがもっと招待されないの？」とかいうような事を言っていたように思います。子どもが自分たちに関わることに参加をする、また大人が子どもとの対話を通じて関りをもつということは子どもの権利の実質的な保障にとっても大事ななと思いました。

そんなことを考えながら、体罰とは「関わる力の衰え」だろうと思い直しました。人が人に関わる、大人が子どもに関わる力の衰えというものは、ある意味で体罰・暴力が最も簡単に解決してくれる、すなわち支配的、威嚇的關係に組み替えることで、労力をかけずに済むものになってしまうとも感じました。その意味で、体罰は最も大人がとりやすい実直な方法のひとつなのかなと感じています。

体罰の最も根深い問題というのは、親だとか先生、大人、本来自分の身近に居る存在を恐れてしまうということです。身近にいる親や大人を信頼することではなくて、恐れてしまうということの深刻さをきちんと考えるべきだろうと思いました。

子どもも大人も、人と向き合う余裕というものも大事で、また関わることを学ぶチャンスがなければ、なかなか変わらないのかなとも思っています。ただ向き合う余裕というのは、自分だけでは作れないだろうと思います。そういう意味で、支えることが、余裕を作る上ではとても重要だと思います。森さんが活動されている「学び」の部分、あるいは児相の鈴木さんがされてきた「支える」という仕事は、虐待問題や体罰の問題を含めて、基本的な問題に対するケアのひとつだと思いました。まず最初の一步は、お互いに人間が信頼しうる絆、信頼を得るための関わり合いということを大切にすべきだと改めて感じます。



佐々木光明教授

今日のお三方のお話を聞きながら、あらためて大事だと思ったのは、子どもとの関わりを作る力をつけること。この子どもとの関わりというのは、子どもの権利の核心でもあります。子どもの権利保障の中で、子どもとの関係を作っていく。5歳になり、10歳になり、18歳になり、それぞれの年代の中で関係を作っていく。これは成長と発達に不可欠なことなんだろうと思います。子どもの権利の実質は、成長発達権、人間的関係形成権といわれ、大人社会にその自覚的保障が求められています。

もうひとつは、子どもにやさしいまちづくり。最初に述べたように、委員会の席で委員達が声をかけたように、子どもが参加をしていく。まちづくりという観点ではとても大事だと思います。家庭や学校だけではなく、社会全体の中で子どもが関わっていく。関わりながら意見を言う。関わりながら声を聞いてもらえるチャンスを作ることによって、「僕たち叩かれたくない」という声が少しずつ広がっていく機会を作る事、子どもの声を聴く姿勢と制度を根付かせていく事も大事だと思いました。子どもにやさしいまちづくりは、ユニセフが率先して今おこなっていますけども、そのベースは子どもの参加だろうと思います。ありがとうございました。